平塚市自治基本条例の全文は、ホームページ(http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/cherter/)や公民館でご覧になれます。

まちをつくるのはわたしたち市民です

柱となるのは「情報共有」「参加」「協働」

【平塚をみがく会】きれいなまちにするため、落書き消しや電柱に張られた違法なシールの一掃をめざし活動しています。

平塚市自治基本条例は、前文と7つの章にわたる26の条文で構成されています。自治の基本理念や基本原則、市民の権利と責務、議会・市長などの責務、行政運営などに関する基本的な事項を定めています。

ここでは、その概要についてご紹介します。

『自治の基本理念』

…市民がまちづくりの主体であり、市民の信託に基づいて市政運営を行うことやほかの自治体との関係を定めています。

①まちづくりの主体は市民(第4条)

まちづくりの主体は市民のみなさんです。みなさんが積極的に社会的な課題を解決することで、まちづくりが進みます。

②市民の信託による市政(第4条)

議員や市長は、住民の代表として市政を運営し、市民の信託にこたえていくことになります。

③国や神奈川県、ほかの市町村との連携(第4条)

平塚市として自主自立したまちづくりは大切ですが、広域的に取り組むことで、効果的・効率的に解決できる課題も多くあります。

このような課題は、国や神奈川県、ほかの市町村と対等な立場で連携し協力して解決していきます。

『自治の基本原則』

…「情報の共有」「参加」「協働」を自治の基本理念を支える柱として掲げています。

①情報共有(第5条)

平塚市の抱える課題に対する議会や行政の考え方、また、市がこれから実施しようとする計画を市民のみなさんにお知らせし、みなさんの考え方や情報を提供していただくことで、お互いが共通の認識に立つことができます。

情報の共有は、市民のみなさんが積極的に市政に参加し、協働のまちづくりを進めていくための基礎となるものです。

②参加(第6条)

行政が事業を進めていく場合、計画の立案、実施、評価といった各段階があります。これらの過程に市民のみなさんが積極的にかかわることで、市民の目線によるまちづくりが進みます。

③協働(第7条)

市民のみなさんが自ら、暮らしやすい環境を積極的につくるなど、市民によるまちづくりへの主体的な取り組みが活発になっています。

市民のみなさんによる自主的な活動と、議会や行政によるまちづくりが、それぞれの特性や役割をいかしながら対等な立場で連携し協力することにより、市民の目線によるまちづくりを、さらに効率的・効果的に進めていくことができます。

【金田福祉村「いちごの会」】お年寄りや子どもが集う地域福祉の拠点。毎週月曜日から金曜日まで「ふれあい交流サロン」を開いています。

『市民』

…市民とはどのような人や団体かを定めるとともに、その権利等を定めています。

①市民とは(第3条)

市内に住んでいる人をはじめ、市内で働く人や通学している人、市内で事業を営んでいる事業者や地域の自治組織である自治会・町内会、様々な課題に取り組んでいる市民活動団体など、広くまちづくりにかかわりのある個人や団体を「市民」としています。

②市民の権利(第9条)と責務(第10条)

市民には、憲法で規定されている基本的人権や、平和な中で自己を実現し、幸福を追求する権利があります。

また、憲法や法律では必ずしも明確にされていない「まちづくりの主体」としての権利として、この条例に基づいて、情報を知る権利と、参加する権利、そして協働する権利があります。さらに個人情報については保護される権利があります。

一方でまちづくりの主体である市民には、責務もあります。まちづくりを進めるうえで、互いの自由と人格を尊重することが求められています。

また、参加する場合は、責任を持って発言し行動することが大切です。このほかに、市政を運営するために必要な負担を分担することも責務としています。

③コミュニティの尊重(第13条)支援(第23条)

各地域において自治活動を積極的に行い、日ごろの市民生活を支えている自治会・町内会や、様々なテーマで活動する市民活動団体には、まちづくりの担い手として、その活動に期待が寄せられています。このようなまちづくりの担い手をコミュニティとして位置づけ、議会や行政は、コミュニティを尊重するとともに、共に自治を進めていくこととしています。

④子どものまちづくりへのかかわり(第11条)

今までは大人を中心にまちづくりが進められてきました。あらためて、子どもも社会の一員であることを明確にし、まちづくりにかかわれることを確認しました。子どもがまちづくりに積極的にかかわることで、市政を身近に感じるようになります。また、平塚市は、将来の自治の担い手として、子どもを大切に育てていくこととしています。

⑤事業者のまちづくりへのかかわり(第12条)

事業者はまちづくりに大きなかかわりを持っています。そこで、情報提供、環境の保全と創造、社会活動への貢献に努めることとしています。

【里山をよみがえらす会】土屋地区の山を舞台に間伐や下草刈り、田植え、稲刈りなどを行い、里山の再生を試みています。

『議会・議員』

…市民の代表である議員や議会の役割を定めています。

①議会の責務(第14条)

議会は、市民の代表として、その権限に基づいて平塚市の重要な意思決定をします。市民のみなさんの多様な意見を踏まえ、将来を見通したうえで、意思決定をするとともに、行政が適正にかつ効率的に運営されているかを調査し、監視することとしています。

また、議会は、議会の活動に関する情報を市民のみなさんにわかりやすく提供するなど、開かれた議会運営を行うこととしています。さらに、審議や政策の立案を行う際には、必要に応じて市民のみなさんの意見を求めることとしています。

②議員の責務(第15条)

市民の代表として行動し、意見を述べるなど議員の果たす役割は、大変重要です。

議員は、議会がその権限を適切に行使できるようにするために、地域で抱えている様々な課題や市民のみなさんの意見を把握し、市政全体の観点から判断することとしています。

『行政』

…行政のトップである市長をはじめ、執行機関や職員の役割を定めています。

①市長の責務(第16条)

市長は、市の代表として、その権限に基づき市政運営にあたっています。

市長は、憲法やそのほかの法令に基づき、誠実に職務を執行すること、公正で透明な市政運営にあたり、第九条で定めている市民の権利を擁護し、市民の生命、財産を守ること、効率的で効果的な組織運営を行うこととしています。

②市の執行機関の責務(第17条)

市の執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の行政機関をいいます。

行政運営を担う市の執行機関には、地方自治法に定められている責務のほかに、この条例に掲げる自治の基本原則に基づき、自治を進める責務を課しています。

具体的には、わかりやすい情報の提供、参加・協働の機会の提供、個人情報の保護、いろいろな場面での説明責任を果たすこと、組織間の連携による総合的な行政サービスの提供、職員の育成を行うこととしています。

③市の職員の責務(第18条)

市の職員は、地方公務員法に全体の奉仕者として、服務の基準や法令などに従う義務、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、その職責や身分などについての定めがあります。

ほかにも市の職員として求められるものがあります。この条例では、まちづくりの主体は市民であることを踏まえ、参加と協働の視点に立ち職務を行い、市民のみなさんとの信頼関係のもと、自治を進めていくこととしています。

【おはなし会ボランティア】お子さんが本と親しめるように、たくさんの絵本との出会いの場として主に中央図書館で開いています。

市民と市長のまちづくり対談

自分たちのまちは自分たちでつくる

ひらつか市民活動センターで対談

市長 大藏律子

ひらつか防災まちづくりの会
篠原 憲一さん
NPO、PTA、自治会などが連携した防災活動を進めている。
平成17年防災功労者内閣総理大臣表彰を受けた。

【条例を作った理由】

篠原 自治基本条例を作った理由はなんですか。

市長 世の中全体が「自分たちの地域のことを決めるのは地域の人たち」と考えるようになりました。そのためには、一定の決まりごとがないと、決め方をどうすればいいか となってしまいます。また、住み続けたい、住んでよかったまちになるには、自分がかかわりを持つことだと思います。地域に愛着を持つことになります。「わがまち平塚のことをみんなで決めよう」というまちをつくりあげたい、というのが、この条例を作った最大の理由です。

篠原 条例はどのように作られたのですか。

市長 自治基本条例では、自分たちのかかわり方を決めていくわけですから、決める段階から、自分たちが集まって決めるようにしました。専門家のお話を聞く講演会を開いて、足かけ三年。必ずしも十分な時間だったとはいえないかもしれませんが、一番時間をかけた条例です。

篠原 過程が大切ということで時間をかけたんですね。

【市民活動の現状】

篠原 平塚の市民活動についてどう思いますか。

市長 まだ発展途上ではないでしょうか。ただ、多くの方々を広く巻き込む動きが急速に広がってきたように思います。ひとつの動きが新たな動きを誘発し、地域のイベントやボランティアなどに高校生をはじめ、子どもたちがかかわる場面も増えているような気がします。

篠原 それは間違いないですね。

市長 影響を及ぼしあって、精神を学んだら、自らも行動しよう、というグループが出てきます。その意味では、「ひらつか防災まちづくりの会」はいろんなところに影響を与えたと思っています。

篠原 自分と家族を大地震から守らなくては、ということから、いろんな人たちが別々に活動を始めたのがきっかけです。そして、それぞれの個性を大事にしながら、できたのがこの会です。今では、ネットワークが広がり、知り合ったほかの団体とも連携して活動を広めています。

市長 ほかの団体との交流ができると、活動の幅が広がるかもしれませんね。

篠原 連携の中で相手の活動に、防災を取り入れてもらうことができました。福祉関係で、お年寄りの課題を知りました。福祉と教育と防災がくっつくことにより、お年寄りと子どもたちのネットワークがつながり、災害時に助け合うことになれば理想的ですよね。

市長 自治組織の方々に認知され、連携していくことも、市民に広がるひとつのかぎですね。

篠原 活動の中で自治会の方といろいろ知り合い、今では、うちのメンバーが自治会の役員にもなっています。

【これからの平塚のあり方】

市長 平塚の印象はどうですか。

篠原 海に面して、川に挟まれ、山や田園もある、自然がいっぱいないいところですね。しかも、東京・横浜とほどほどの距離がいいですね。

市長 産業のバランスもいいですね。市民、団体、企業そして議会や行政。全部が平塚市の構成員であり、全部が平塚市にかかわっていくまちにしたいと思います。それが、市民が満足感を得られるまち、住み続けたいまちになると思っています。

篠原 お互いにかかわりをもっていくというのが目指すべきまちづくりなんですね。最後に、市民の方に期待されていることは。

市長 市民のみなさんがまちづくりの主体として、議会や行政とも力を合わせながら、市民の力や地域の力をいかしてまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。それが自治基本条例で目指すところです。

篠原 そのためには、市民がまず小さな一歩を踏み出していただいて、ということですね。

市長 ひとりひとりの小さな一歩が広がり、大きな市民力のあるまちにしていきたいですね。

みんなでつくった自治基本条例

平成16年2月から取り組みを始めた平塚市自治基本条例。自治基本条例を考える市民委員会や自治基本条例策定検討職員プロジェクトチーム、自治基本条例策定委員会による検討。市民のみなさんからご意見をいただいたフォーラムや地域説明会。そして、議会の特別委員会を経て制定されました。

市民、議会、行政が連携し協力してつくりあげた条例の2年半を振り返ってみましょう。

平成16年2月14日 「自治基本条例講演会」

自治基本条例とはどのようなものなのか、また、その必要性などについて市民のみなさんにお知らせするため、学識経験者を迎え開催しました。

平成16年4月25日 「第1回 平塚市自治基本条例を考える市民委員会」

全員公募の市民58人による委員会では、平塚市の行政の現状や先進自治体の事例研究、策定委員会委員や職員プロジェクトチームとの合同勉強会等を行いながら、自治基本条例に盛り込みたい内容等について32回にわたり会議を行い検討しました。

平成17年3月26日 「自治基本条例フォーラム」

市民委員会、職員プロジェクトチームがそれぞれ検討状況を中間発表し、より多くの市民のみなさんとその内容を共有するとともに、ご意見をいただくために開催しました。

平成17年7月25日 「自治基本条例提言書」

市民委員会や職員プロジェクトチームの中で出された意見や考え方をもとに、平塚市自治基本条例策定委員会が提言書をまとめ、市長に提出しました。

平成17年11月4～6日 「自治基本条例地域説明会」

提言書や市民のみなさんのご意見を踏まえて作成した「条例骨子」を説明し、さらにご意見をいただくため、市内4か所で開催しました。